

警察庁職員の懲戒の取扱に関する訓令の施行について

(昭29.9.8 警察庁発務第75号、本庁次長から各部課長、
警大長、科研長、皇本長、各管区局長、道通信部長、警
視総監、各道府県方面本部長あて)

警察庁職員の懲戒の取扱に関しては、昭和29年7月1日警察法（昭和29年法律第162号）の施行後においても、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、人事院規則12—0（職員の懲戒）に定めるもののほか、従前の国家公安委員会のした定め効力の経過措置に関する規則（昭和29年国家公安委員会規則第2号）の定めるところにより、国家地方警察基本規程（昭和23年国家公安委員会規則第5号）第7章、一般職員の懲戒に関する規程（昭和24年国家公安委員会規則第3号）、皇宮警察基本規程（昭和23年国家公安委員会規程第10号）第9章及び従前の国家地方警察本部長官のした定め効力の経過措置に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第4号）の定めるところにより、国家地方警察本部警察職員懲戒取扱規程（昭和24年国家地方警察本部訓第21号）が、なお効力を有し、これに従っていたのであるが、今般別添のとおり、警察庁職員の懲戒の取扱に関する訓令が制定せられ、昭和29年9月3日をもつて施行せられることになった。

この訓令の従前の規程と相違する点及び運用方針等は左記のとおりであるから、運用上遺憾のないようにせられたい。

右、命によつて通達する。

なおこの訓令は、懲戒手続の内部的取扱を定めたものであり、都道府縣市警察においても、この訓令に準じて、警視総監又は警察本部長訓令として定められることが適当である。この点については、自治庁においても了解済であることを申添える。

記

第1 改正の主なる点

- 1 この訓令は、国家地方警察基本規程第7章、一般職員の懲戒に関する規程、皇宮警察基本規程及び国家地方警察本部警察職員懲戒取扱規程を合せて一本とし、警察庁職員の懲戒の取扱に関する訓令として、部内における懲戒取扱の手続を定めたものである。従つて、従来皇宮警察本部及び管区警察局において、制定されていた懲戒取扱規程をも吸収することになり、警察庁に置かれる警察官、皇宮護衛官及び一般職員の全員に適用されるものである。
- 2 従来は、規律違反の根拠が、国家公務員法と国家地方警察基本規程に二重に定められていたが、今回は職員が国家公務員法第82条に該当する場合を規律違反とすることを明

らかにした。(服務規程違反の行為が、国家公務員法違反となる場合のあることは当然である。)

- 3 この訓令においては、国家公務員法及び人事院規則に定めのある規定は省略することとした。
- 4 従来の規定においては、口頭審査が原則となっていたが、この訓令においては、書面審査を建前とし、特に被申立者から要求のあつた場合及び懲戒審査委員会において必要と認めた場合のみ、口頭審査を行うこととしたほか、一般に審査の手続を簡略にしたのである。なお書面審査の場合においても、持ちまわりで決定を求めることを否定するものではない。なお、この訓令においては、懲戒事案はすべて懲戒審査委員会に付することになつてはいるが、都道府県警察でこの訓令に準じた取扱手続を定める場合には、例えば戒告にあたる事案については委員会の審査に付さない旨の規定をおくことも考えられる。
- 5 従前の規程においては、職員が職務を放棄したと明らかに認められる場合、審査の手続を省略して、免職することができることになつてはいたが、この訓令においては、書面審査の建前上その必要を認めないので、その規定を廃止した。
- 6 懲戒審査委員会は、審査が終つた場合、用紙を用いて投票することになつてはいたが、この規定を廃止した。
- 7 上級機関による再審の制度を廃止した。
- 8 懲戒審査委員会に置く書記2名を3名以内とした。
- 9 申立書の様式を簡略にし、新様式の身上調査書を添付することに改めた。
- 10 以上のほか、おおむね従来どおりの内容であつて詳細は後記するとおりである。

第2 解釈及び運用方針

第1条(目的) 関係

一般職の国家公務員の懲戒の取扱に関しては前記したとおり、国家公務員法、人事院規則において定められているところであり、この訓令は、これらの法律又は規則に定めあるもののほか、必要な取扱手続を定めたものである。従つて、この訓令においては、従来の規程に定められていたもののうち、法律又は人事院規則に定めある次のものは、これを省略したが、その取扱は、法律又は人事院規則に従つて、なお従来どおり取り扱われるべきものである。

- 1 懲戒処分に附せられるべき事案が、刑事裁判所に係属する間においても、任命権者は、

人事院の承認を得て、懲戒処分を行うことができるものであること（国家公務員法第85条）。

2 規律違反について、申し立てられた職員は、任命権者の許可を得ないで退職することができないこと（人事院規則8—12（職員の任免）第73条参照）。

3 懲戒処分を受けた職員が、その処分に対して不服のある場合は、処分説明書を受領した後60日以内に、人事院に対し、人事院の定める一定の様式に従い、審査の請求ができること（人事院規則13—1（職員の意に反する不利益な処分及び懲戒処分に関する審査の手続））。

第2条（定義）関係

用語の定義づけを行つたものであるが第3項の所属長とは、次の右列に掲げる者に対する左列の者をいう。

所属長

属する職員

- | | |
|---------------|--|
| 1 当該部局又は機関の課長 | 警察庁の内部部局、附属機関又は地方機関の課に所属する職員（但し、附属機関又は地方機関にあつては長官の任命にかかる職員を除く。以下7号までにおいて同じ。） |
| 2 当該学校長 | 警察大学校附属警察通信学校、皇宮警察学校及び管区警察学校に所属する職員 |
| 3 護衛署長 | 皇宮警察の護衛署に所属する職員 |
| 4 東京都通信部長 | 東京都通信部に所属する職員 |
| 5 当該所長 | 府県方面通信出張所に所属する職員 |
| 6 当該部局又は機関の部長 | 警察庁の内部部局、皇宮警察本部又は管区警察局の部に所属する課長 |
| 7 当該管区警察局通信部長 | 東京都通信部長、府県通信出張所長 |
| 8 当該機関の長 | 警察大学校、科学捜査研究所、皇宮警察本部、管区警察局及び北海道地方警察通信部の機関に勤務する職員のうち、長官の任命する職員 |

第3条（規律違反）関係

国家公務員法第82条各号の1に該当する場合は、懲戒の対象となるものであるが、この懲戒の対象となる場合を規律違反として定義した。

第4条（規律違反の申立）関係

職員の規律違反について、部外者及び部内の職員から申し立てることのできる規定である。従来の宣誓の形をとつた様式をやめ、単に書面によつて、できるように改めた。

第5条（所属長の責務）関係

職員の規律違反を、所属長から申し立てる規定であり、従前の規程においては、「懲戒処分を要すると認めるとき」に申し立てることになつていたので「懲戒手続に附する必要があると認めるとき」に改め、かつ所属長の責務ということにした。なお申立書は、第16条によりその写を被申立者に送付する必要があるため、従来の如く勤務成績、情状等をこれに記入することは不適當であるので、これらの事項は、様式第3号の身上調査書をもつて添付することに改めた。本条の申立書も宣誓の形式をとらないこととした。

第6条（監察事務担当者の責務）関係

監察事務担当者の行う事案の調査及び申立の規定であり、その内容は、前条の場合と同じである。ただ監察事務を担当する職員を置いていない機関にあつては、任命権者又は機関の長が特定の職員を指定して行わせることが必要である。

第7条（懲戒審査委員会）関係

懲戒審査委員会は、職員に対する懲戒処分を慎重にかつ正しく行うため、任命権者の諮問機関として設置するものである。従前の規程においては、一般職員懲戒審査委員会と2本建となつていたが、この訓令においては、この委員会のみである。

第8条（委員会の組織）関係

委員会の委員は、4人以上7人以内と定められたが、機関によつては、5人又は6人のところもできると考える。また、委員は、部長又は課長及びこれと同等以上の職員とされ、たとえば本部付の警視（正）、大学校の教授又は職務の級10級以上の一般職員のうちから指名することになる。なお、別に一般職員懲戒審査委員会は設けないこととしたので、各機関にあつては、でき得る限り一般職員のうちから、1名以上の委員を指名することが望ましい。

第9条（委員会の書記）関係

従来は、2名の書記を置くことになつていたが、これを3名とし、それぞれ機関の実情によつて指名することとした。なお、この訓令においては、委員会の会議における記録を様式から削除したが、必要に応じこれに代るべき記録を書記において作成せしめることが望ましい。

第10条（審査の要求）関係

任命権者は、規律違反の申し立てがなされた場合は、その内容を検討し、懲戒処分を要すると認めたとき、当該事案の審査を委員会に要求し、その旨を原則として所属長を通じて被申立者に通知することとした。これは職員が懲戒手続に附されていることを知らずにいて、突然処分が行われるというようなことのないようにと慮つたものであり、かつ口頭審査を要求しようとする者に対し、その機会を与えるためである。

第11条（勤務に関する指示等）関係

従前の規程においては、勤務の停止を命ずることができることになつていたが、これは法律的に誤解を招く虞れがあるので所要の指示をするものと改めた。このような指示をする場合は、規律違反の性質上、職員に制服及びけん銃等を着装させて職務の執行のできる状態に置くことが不相当と認められる場合であるので、これらの用品の返納を命じ、その職務の執行をさせないという趣旨であるから、この点を考慮の上、在庁又は在所勤務等必要な指示を行うことが適当である。

なお、この訓令に規定されていないが、前項の職員が免職処分でない懲戒処分等を受けた後においては用品を支給し、勤務に就くよう指示することはいうまでもない。

第12条（委員会の審査）関係

従前の規程においては、口頭審査を建前とし、その審査は、被申立者の承認のある場合のほか、通知の日より15日以内60日以後は、行うことができないこととなつていたが、この訓令においては書面審査を建前とし、口頭審査は、被申立者から要求があつた場合又は委員会が必要と認めた場合のみ行うこととした。

被申立者が口頭審査を要求した場合、その要求のあつた日から7日以内は、委員会の審査を行うことができないと定められたことは、被申立者が第14条第4項により証人の呼出しを要求し又は必要な証拠の提出をできるのが、審査の期日の3日前までと定められたので、その間若干の準備期間を置くことが必要と認め、最少限の期日として7日間と定めたものである。

第13条（除斥）関係

委員長及び委員に関する除斥の規定で従前どおり存置した。

第14条（口頭審査の手続）関係

口頭審査の手続を定めたものであり、従来のものをできるだけ簡略なものとした。第1項の申立書の写は、様式第1号のみでよく、別添の証拠及び身上調査書の写は送ることを要しない。

第2項の、被申立者が相当の理由がなく委員会に出席せず、又は再度の呼び出しにも応じないときは、委員会における弁明又は証言等を行う権利を放棄したものと認めて、他の証人又は書面のみの審査により決定することができるものとした。

証人の呼出しは、文書様式をやめ口頭、電話その他で行うこととする。なお、従来規律違反を申し立てた者を、委員会に呼び出すことができることになっていたのもやめ、必要がある場合には証人として呼び出すことができるものとする。

従前の規程においては、被申立者は弁護人を選任し、その弁護を受けることができることになっていたが、部内の手続においては、その必要がないものと考えられ、かつ手続を簡略にする建前から、弁護人の選任はできないものと改めた。

第15条（委員会の勧告）関係

委員会は、規律違反の審査を遂げ、その結果懲戒処分を要すると認めるときは、その種別及び程度を任命権者に勧告するものであるが、その規律違反が軽微であるか、又はその性質上、懲戒処分でない処分（たとえば訓戒処分、国家公務員法第78条の処分、又は諭旨免職等）が適当であると認めるときは、その内容を若しくはその規律違反について以上の処分を必要と認めないときは、その旨を勧告するものとした。

第16条（文書の様式及び交付等）関係

文書様式及び交付の方法を定めたものであり、懲戒処分書、処分説明書の様式及び交付の方法等は、従来どおりである。

附属機関及び地方機関において、懲戒処分を行つた場合は、その処分説明書を従来どおり警察庁警務局長（人事課）宛に送付するものとする。また、法第78条による処分説明書及び諭旨免職の場合は、その内容を記した報告書を右に準じて送付するものとする。

第17条（訓戒処分）関係

この訓戒処分は、申し立てられた規律違反が軽微で懲戒処分に付する必要がないと任命権者が認めた場合、又は委員会において、懲戒処分の必要がないものとして、訓戒処分の勧告が行われた場合に行うものである。なお従来の様式には、「辞令」という字句があつたが実情に副わないので、本様式のように改めた。